

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	自治会組織調書ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部まちづくり室まちづくり推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会支援業務において自治会連絡先を参照するために利用</li> <li>・各自治会区域内住民や庁内他部局等からの自治会連絡先の照会があった際に参照するために利用</li> <li>・国、県、市、伊丹市自治会連合会等において実施される表彰の対象者を抽出するために利用</li> </ul>	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 メールアドレス、5 性別、6 生年月日	
6	記録範囲	自治会組織調書を提出した者	
7	記録情報の収集方法	本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	伊丹市市民自治部まちづくり室まちづくり推進課
		[所在地]	伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	歴代自治会長名簿ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部まちづくり室まちづくり推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	・国、県、市、伊丹市自治会連合会等において実施される表彰の対象者を抽出するために利用	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 自治会長就任期間	
6	記録範囲	自治会組織調書等を提出した者（昭和 20 年代以降）	
7	記録情報の収集方法	本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	伊丹市市民自治部まちづくり室まちづくり推進課
		[所在地]	伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第 60 条第 2 項第 1 号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利 用 目 的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするため利用するため	
5	記 録 項 目	【共通記載事項】1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 旧氏、5 世帯主の氏名、6 世帯主との続柄、7 住所、8 市の区域内において新たに住所を変更したものについては、その住所を定めた年月日、9 届出年月日、10 前住所、11 転出先住所、12 住民票コード、13 個人番号、14 作成事由、15 除票事由、16 行政コード、17 世帯コード、18 識別コード、19 宛名コード、20 国保資格、21 国保資格得喪日、22 被保険者番号、23 退職資格、24 退職資格得喪日、25 選挙資格、26 選挙登録抹消日、27 介護資格、28 介護資格得喪日、29 被保険者番号、30 国民年金資格、31 基礎年金番号、32 年金種別、33 年金資格得喪日、34 児童手当資格、35 該当非該当月、36 印鑑登録有無、37 印鑑番号、38 後期高齢者医療資格、39 後期高齢者医療資格得喪日、40 被保険者番号、【日本人住民記載事項】41 住民となった年月日、42 本籍地、43 筆頭者、【外国人住民記載事項】44 外国人住民となった日、45 通称名、46 併記名、47 国籍・地域、48 第30条の45条に規定する区分、49 在留資格、50 在留カード等の番号、51 在留期間等、52 在留期間等の満了年月日	
6	記 録 範 囲	伊丹市に住民登録した者	
7	記 録 情 報 の 収 集 方 法	住民異動届 戸籍届出 他市区町村からの通知	
8	要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	含まない	
9	記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	[名 称]	兵庫県
		[所在地]	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
10	開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	[名 称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個 人 情 報 フ ァ イ ル の 種 別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	—	

15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	条例要配慮個人情報	—
19	備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	印鑑登録情報ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録証明書の発行に利用するため	
5	記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 印鑑登録番号、5 登録年月日、6 廃止抹消年月日、7 印影、8 印鑑登録証再交付年月日、9 照会番号、10 申請日、11 回答期限日、12 宛名コード、13 刻印種類、14 印鑑登録状態、15 刻印文字、16 印材種類、17 本人確認方法、18 照会年月日、19 回答期限、20 証明発行可否、21 証明発行停止日、22 証明発行停止解除日、23 証明発行停止理由、24 異動履歴	
6	記録範囲	伊丹市で印鑑登録及び印鑑登録照会手続き中の者並びに印鑑登録を廃止した者	
7	記録情報の収集方法	本人または代理人から提出される印鑑登録申請書又は印鑑登録廃止申請書により収集	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム（戸籍・除籍・改製原戸籍・民刑事項）ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿：戸籍の記録及び管理を行うため。 除籍簿：戸籍内全員がその戸籍から除かれたものを戸籍簿とは別に管理するため。 改製原戸籍簿：電子化前の紙戸籍の管理を行うため。 民刑事項（本庁のみ）：犯歴・後見・破産の内容の管理を行うため。	
5	記録項目	1 氏名、2 出生年月日、3 戸籍に入った原因及び年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、6 夫婦については、夫又は妻である旨、7 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、8 本籍、9 戸籍法施行規則第30条第1号から第6号に掲げる事項	
6	記録範囲	戸籍簿：伊丹市に本籍を定める者。 除籍簿：伊丹市に本籍を定めていた者。 改製原戸籍：伊丹市に本籍を定める者及び定めていた者。 民刑事項：伊丹市に本籍を定める者。	
7	記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求もしくは嘱託、証書又は裁判、他市町村及び全国の地方検察庁からの通知等による	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	神戸地方法務局伊丹支局
		[所在地]	伊丹市昆陽1丁目1番12号
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け取る組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	条例要配慮個人情報	—	



個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	戸籍の附票ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	戸籍の附票の記録及び管理を行うため	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 編製日、6 本籍、7 住定日、8 筆頭者、9 在外選挙登録地、10 住民票コード	
6	記録範囲	伊丹市に本籍を有するもの	
7	記録情報の収集方法	伊丹市又は他市に本人から提出された住民異動届出書、市区町村からの通知、職員が実態調査等をしたもの	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	住民基本台帳ネットワークに接続している市区町村
		[所在地]	各市区町村役場所在地
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	条例要配慮個人情報	—	
19	備考	—	



個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード発行にかかる管理簿ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード発行・交付管理のため	
5	記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 生年月日、4 交付日、5 通知カード有無、6 再交付手数料の有無、7 その他備考	
6	記録範囲	伊丹市に住民登録を有し、マイナンバーカードを交付したもの（カード申請・交付時に伊丹市に住民票を有し、現在は有しないものも含む）	
7	記録情報の収集方法	地方公共団体情報システム機構から受領したカード発行一覧に職員がカード交付状況を入力	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け取る組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	通知カードおよび個人番号通知書発行にかかる管理簿ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	マイナンバー通知カード・個人番号通知書発行管理のため	
5	記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 返戻日、5 送付先情報 ID、6 返戻分手交日、7 その他備考	
6	記録範囲	伊丹市に住民登録を有し、通知カード・個人番号通知書を送付したもの（送付時に伊丹市に住民票を有し、現在は有しないものも含む）	
7	記録情報の収集方法	方公共団体情報システム機構から受領した通知カード・個人番号通知書発行一覧に職員が郵便局返戻状況等を入力	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可申請者集計表ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	臨時運行許可申請における貸し出し状況の把握等のため	
5	記録項目	1 許可番号、2 貸出日、3 標識番号、4 氏名、5 会社名、6 郵便番号、7 住所、8 期間(始)、9 期間(終)、10 車体番号、11 返却日、12 使用目的	
6	記録範囲	臨時運行許可申請書を提出した者（令和元年度以降）	
7	記録情報の収集方法	臨時運行許可申請書	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	①神戸運輸管理部（魚崎庁舎）兵庫陸運部 ②伊丹警察署
		[所在地]	①神戸市東灘区魚崎浜町 34 番地 2 ②伊丹市千僧 1 丁目 51-2
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイルに該当（法第 60 条第 2 項第 2 号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	条例要配慮個人情報	—	
19	備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務における支援措置申出書ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室市民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく届出申請処理のため	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 本籍、6 続柄、7 資産	
6	記録範囲	住民基本台帳事務における支援措置申出者	
7	記録情報の収集方法	申出、他市区町村からの支援依頼	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	①伊丹市選挙管理委員会 ②他市区町村
		[所在地]	①伊丹市千僧1丁目1番地
10	開示請求等を受け する組織の名称 及び所在地	[名称]	市民自治部市民サービス室市民課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け る組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を することができる期間	—	
18	条例要配慮個人情報	—	
19	備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	「市民の声」システムファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部まちづくり室市民相談課	
4	個人情報ファイルの利用目的	市民の声システムを運用して「市民の声」を聴取し、市政に反映させるために利用する。	
5	記録項目	1氏名、2住所、3件名、4意見・提言などの内容、5電話番号、6メールアドレス、7とりまとめ課、8回答	
6	記録範囲	「市民の声」として提出のあった提言等（過去5年間）	
7	記録情報の収集方法	本人からの提言等の提出	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部まちづくり室市民相談課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	犬の登録管理システム	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部まちづくり室生活環境課	
4	個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法第4条第2項に規定する犬の登録原簿であり、犬の登録・変更・死亡・狂犬病の予防注射の接種状況を管理するため	
5	記録項目	1 登録年度、2 個体識別番号、3 管理番号(鑑札番号)、4 登録年月日、5 所有者氏名、6 所有者電話番号、7 所有者住所、8 犬の名前、9 犬の所在地、10 犬の生年月日、11 犬の性別、12 犬種、13 犬の毛色、14 犬の体格、15 死亡または廃犬届、16 予防接種注射年月日、17 予防接種接種区分、18 注射済票番号、19 接種獣医師名、20 医院名、21 予防接種猶予事由、22 届出年月日及び事由	
6	記録範囲	狂犬病予防法第4条第1項に規定する犬の登録申請を行ったもの	
7	記録情報の収集方法	本人・任意代理人からの申請	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の經常的提供先	[名称]	犬の飼い主の転入出した市区町村、動物愛護センター、警察署
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部まちづくり室生活環境課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	火葬簿ファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部まちづくり室生活環境課	
4	個人情報ファイルの利用目的	墓地、埋葬等に関する法律第15条第1項及び同施行規則第7条第3項に規定する火葬場の管理者が備えるべき帳簿であり、火葬履歴を管理するほか、火葬済証明書の再発行に利用するため	
5	記録項目	1 死亡者氏名、2 申請人氏名、3 死亡者本籍、4 死亡者住所、5 死亡者性別、6 申請人住所、7 申請人続柄、8 死亡者生年月日、9 死亡場所、10 死因、11 死亡年月日、12 火葬日時、13 葬儀業者名	
6	記録範囲	伊丹市営斎場において火葬を行った者	
7	記録情報の収集方法	伊丹市営斎場の指定管理者からの報告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部まちづくり室生活環境課
		[所在地]	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	消費生活相談情報	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民サービス室消費生活センター	
4	個人情報ファイルの利用目的	消費生活に関する苦情や相談受付、助言やあっせん等を行うことにより問題解決や消費者被害防止を図り、消費者保護に寄与する。	
5	記録項目	1氏名、2住所、3性別、4電話番号、5年齢、6商品・役務名、7相談概要、8相談結果概要	
6	記録範囲	消費生活相談者、契約当事者	
7	記録情報の収集方法	本人	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	独立行政法人国民生活センター
		[所在地]	〒252-0229 神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	伊丹市立消費生活センター
		[所在地]	兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番2号
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	条例要配慮個人情報	—	
19	備考	—	



個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	粗大ごみ等の収集に関するファイル	
2	行政機関等の名称	市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部環境クリーンセンター総務課	
4	個人情報ファイルの利用目的	粗大ごみ・死獣収集に利用するため。	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 収集品目、5 収集日、6 金額	
6	記録範囲	粗大ごみ受付センターに電話をされた方の収集情報	
7	記録情報の収集方法	本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	[名称]	-
		[所在地]	-
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	市民自治部環境クリーンセンター総務課
		[所在地]	兵庫県伊丹市岩屋2丁目2番8号
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	条例要配慮個人情報	-	
19	備考	-	